

人間ドック利用助成 オンライン申請について

健康ポータルサイト「MY HEALTH WEB」(以下「MHW」といい。)を利用した人間ドック利用助成のオンライン申請については次のとおりとなります。

1 申請の流れ

- ① 人間ドック利用希望者は、指定健診機関に**直接電話等で利用日を予約**します。
- ② 別添「人間ドック利用助成 オンライン登録手順」を参照のうえ、人間ドック利用日の**31日前までに「MHW」の「人間ドック助成申請」を登録**してください。
なお、被扶養者の申請も組合員のアカウントから行います。
- ③ 申請は即時承認されますので、**人間ドック利用承認書**(以下「承認書」という。)を**プリントアウトして使用**してください。

2 内容の変更方法等について

利用日を変更する場合

あらためて「MHW」への「人間ドック助成申請」は必要ありませんので、既に予約済の健診機関へその旨連絡のうえ、プリントアウトしておいた承認書の利用日を変更後の利用日に記入訂正してください。

指定健診機関及び人間ドックのコースを変更する場合

予約済の健診機関に連絡するとともに、「MHW」から申請をキャンセルのうえ、あらためて申請登録を行ってください。

なお、**変更前の承認書は破棄**してください。

再交付する場合

承認書を再度「MHW」からプリントアウトしてください。

3 留意事項

- (1) 従来の紙の「人間ドック利用承認申請書」による申請も受付けていることから、オンライン申請と重複して申請しないようご注意ください。
- (2) 短期人間ドックは毎年度1回、脳併診ドック及びPET併診ドックはそれぞれ3年度に1回の利用を限度とします。
- (3) 脳併診ドックを受診される被扶養者は、40歳以上で前年度に特定健康診査又は人間ドック等を受診した者に限ります。前年度の受診状況が確認できない場合は、所属所を通して確認することがあります。
- (4) 人間ドックを受診される場合は、同年度内に所属所が行う定期健康診断(生活習慣病健診、各種がん検診、肝炎ウイルス検診、膵機能検査及び腎機能検査)、住民健診等の特定健康診査を受けることはできません。
- (5) 当組合の資格を喪失された者は申請できません。
- (6) 重複受診または資格喪失後の受診が判明した場合は、後日、重複受診分の健診料を返還していただきますのでご注意ください。
- (7) 40歳以上75歳未満の短期組合員及び被扶養者が人間ドックを受診される場合は、重複受診防止のため、当組合から配付した「特定健康診査受診券」及び「全国巡回健診申込書(現職組合員の女性被扶養者のみ)」を破棄してください。
- (8) 未受診項目は「助成対象外」となるため、当組合の助成金を減額することから、窓口で支払う自己負担額は減額されませんので、ご了承ください。